

西中国信用金庫

〈普通預金〉商品概要説明書

平成22年10月 1日現在

| | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 商品名 | ・普通預金 |
| 2. 販売対象 | ・個人の方および法人 |
| 3. 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 4. 預入 | |
| 預入方法 | ・随時お預け入れいただけます。 |
| 預入金額 | ・1円以上 |
| 預入単位 | ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・随時払戻しできます。 |
| 6. 利息 | |
| 適用利率 | ・変動金利 (毎日の最終残高について、店頭に表示する利率を適用します。) |
| 計算方法 | ・付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算。 |
| 利払時期 | ・毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。 |
| 7. 税金 | ・個人の方の利息には、「利子所得」として分離課税20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 |
| 8. 手数料 | ・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める当金庫所定の手数料をいただきます。 |
| 9. 付加できる特約事項 | ・個人の方は、普通預金を総合口座として利用することができます。 ・マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。 |
| 10. 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。 |
| 11. 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。 |
| 12. その他参考となる事項 | ・公共料金の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。 ・この預金は、「普通預金規定」によりお取扱いたします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付け下さい。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） |